

東京都市計画 防火地域及び準防火地域 総括図

〔渋谷区決定〕

渋谷区都市計画図 ・日影規制図

令和4年3月24日施行

変更区域



渋谷区土地利用調整条例による建築物の敷地面積の最低限度

対象地域	最低限度
1 恵比寿三丁目	120㎡
2 広城二・三丁目	180㎡
3 東二・西丁目	110㎡
4 松涛二丁目	200㎡
5 上原三丁目	180㎡
6 大山町	150㎡
7 宮ヶ谷一丁目	140㎡
8 宮ヶ谷二丁目	120㎡
9 元代々木町	170㎡
10 西原三丁目	130㎡
11 西原二丁目	200㎡
12 初台一・二丁目	130㎡
13 世田三丁目	80㎡

この都市計画図・日影規制図は概略図です。
地区計画や文教地区などの地域地区等の詳細や、都市計画道路の進捗状況については窓口でご確認ください。
地区計画区域内において地区整備計画が策定されている区域に建築等を行う際には事前の届出が必要です。

凡例

<地域地区>

- 用途地域 建ぺい率
 - 第一種低層住居専用地域 60%
 - 第二種低層住居専用地域 60%
 - 第一種中高層住居専用地域 60%
 - 第二種中高層住居専用地域 60%
 - 第一種住居地域 60%
 - 第二種住居地域 60%
 - 準住居地域 60%
 - 近隣商業地域 80%
 - 商業地域 80%
 - 準工業地域 60%

●容積率・高度地区・日影規制

- 容積率を示す図
- 高度地区を示す図
- 日影規制時間を示す図

●特別用途地区

- 特別工業地区
- 第一種文教地区
- 第二種文教地区

●その他

- 第一種風致地区
- 第二種風致地区
- 特別緑地保全地区
- 駐車場整備地区

<都市計画施設>

●都市計画道路

- 完了部分
- 事業決定部分
- 計画決定部分
- 廃止部分

<路線式の指定>

- 防火地域
- 準防火地域
- 新防火地域

渋谷区都市計画部 都市計画課 令和4年3月24日 作成

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更〔渋谷区決定〕

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
防火地域	約 461.0 ha (460.3)	
準防火地域	約 1,050.5 ha (1,051.2)	
合計	約 1,511.5 ha (1,511.5)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

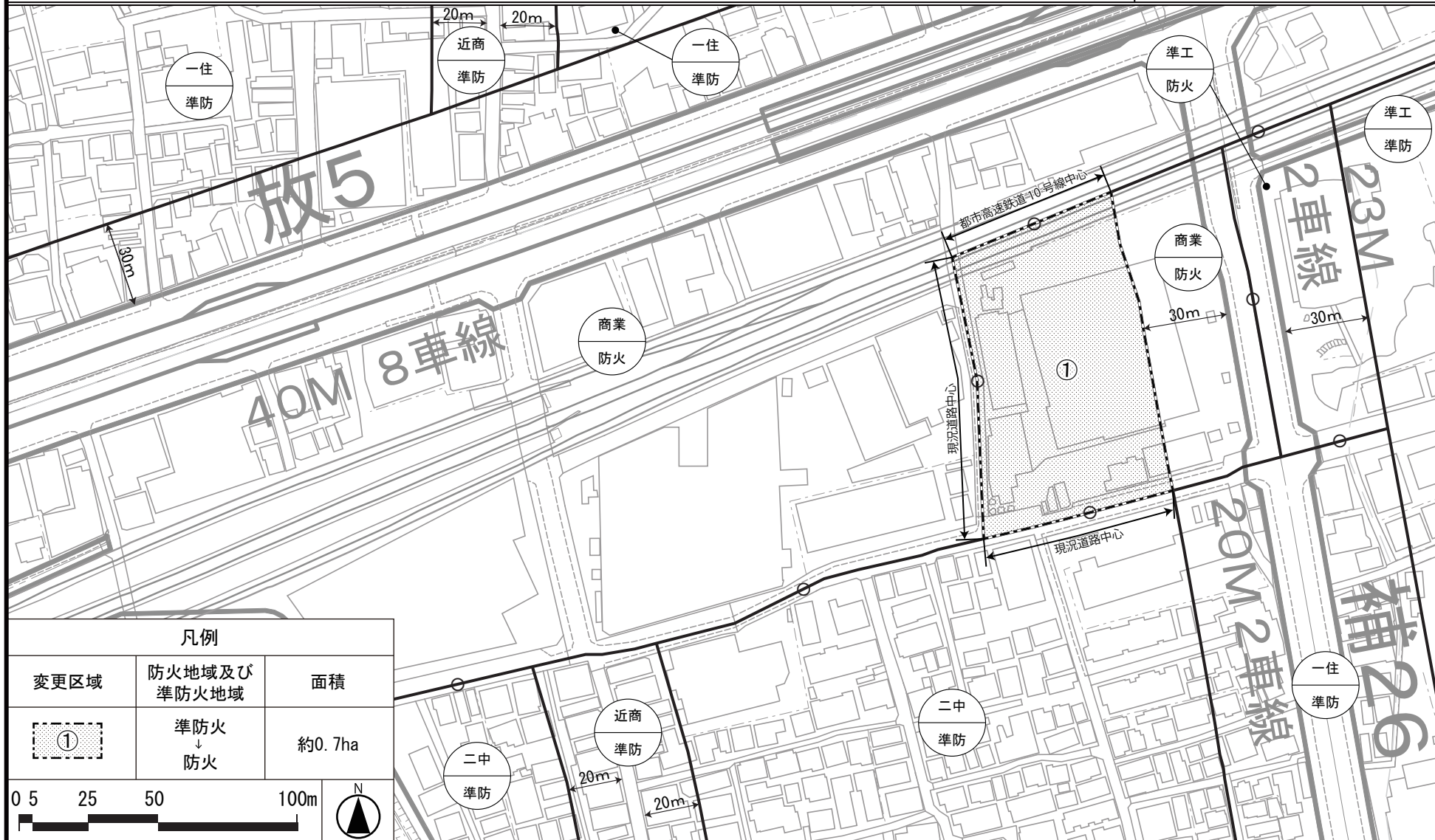
理由：用途地域の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
①	渋谷区笹塚一丁目地内	準防火地域	防火地域	約 0.7 ha	

東京都市計画防火地域及び準防火地域 計画図

[渋谷区決定]



凡例		
変更区域	防火地域及び準防火地域	面積
	準防火 ↓ 防火	約0.7ha

0 5 25 50 100m

N

この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) MMT 利許第 04-113 号、令和 4 年 8 月 24 日 (承認番号) 4 都市基街都第 199 号、令和 4 年 9 月 20 日